

特定非営利活動法人の設立の認証の取消しについて

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第43条第1項により、令和4年（2022年）3月1日付けで次の15法人の設立の認証を取り消しました。

1 取消理由

3年以上にわたって事業報告書等の提出がないため。

2 取消しとなった法人の概要

法人の名称	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
特定非営利活動法人 宝の里みかさ	三笠市幸町15番地11	この法人は、農商工業者に対し、地元で生産される農畜産物等の加工・流通・販売など、農商工連携の活動を側面支援するとともに、6次産業化の進展、ブランド力の強化等に向けた地域経済の活性化並びに、緑豊かな農村でゆっくりと滞在し、訪れた地域の人々との交流を通じて、その自然、文化、生活、人々の魅力に触れ、農村でさまざまな体験などを楽しむグリーンツーリズムを推進し、観光の振興に寄与することを目的とする。
特定非営利活動法人 とかち未来総研	帯広市西8条南2丁目 2番地	この法人は、地場産業及び雇用の低迷、環境・エネルギー・産業廃棄物の問題等、地域社会に顕在化する課題の解決を図るために、官主導に依存していたこれまでの地域経済システムを見直し、環境保全や地域社会の持続的発展に配慮した、これからの十勝地域における民間の力となる事業の仕組みを企業、自治体、市民団体等が協働して開発できる環境を整え、地域社会の活性化に向けたビジョンや地域社会に関わる課題解決に向けた各種方策の提案を通して、自立的な循環型経済による地域づくりの研究及び啓蒙活動により十勝地域の市民に寄与することを目的とする。
特定非営利活動法人 克同友の会	函館市陣川町98番340号	この法人は、青少年及び成年に対して、スポーツ、文化に関する事業を行い、精神的自立、経済的自立に繋がる技能、雇用活動の支援をすることにより社会の健全化を図り、まちづくり活動等により地域の連携を図り孤立した社会の撲滅を図ることに寄与することを目的とする。
特定非営利活動法人 小樽ひばり保育園	小樽市長橋2丁目17番 12号	この法人は、子どもたちの心と体が元気で健やかな発達をはかる保育の場を提供し、保護者が安心して子どもを預ける環境を地域社会とともに創り出し、豊かな人間性と思いやりのある子どもを育てることを目的とする。

<p>特定非営利活動法人 北海道メディカルサ ポート</p>	<p>小樽市望洋台2丁目3 番12号</p>	<p>この法人は、広く国民に対して、心肺蘇生法及び、災害発生時に必要な救急医療技能、知識等の普及、災害救援活動体制の確立等を行い、心肺蘇生および救急・災害救援技術等の向上をはかり、心肺危機に陥った市民の救命ならびに災害時により多くの市民を救命することをもって社会全体の利益に寄与する事を目的とする。</p>
<p>特定非営利活動法人 愛を22世紀につな げる会</p>	<p>札幌市南区藤野6条6 丁目550-7号</p>	<p>この法人は、現代社会が抱える、いじめ・自殺・親殺し・子殺し・虐待・家庭内暴力等は人の心が要因であると考え、人を愛する心、国を愛する心、また少子高齢化社会の到来に向け、親子が向き合える家庭を築ける支援活動や、多くの人々の心のケアを通し、人権の擁護と世界の平和を推進し、団塊の世代の地域活動参加の手助け、受け入れ態勢の整備などに関する事業を行い、すべての人が健やかに暮らせる地域社会作りと、福祉の増進に寄与することを目的とする。</p>
<p>特定非営利活動法人 ひだまり</p>	<p>阿寒郡鶴居村鶴居東1丁 目1番地2</p>	<p>この法人は、「精神障がい者」に対して、「社会参加と自立の促進」に関する事業を行い、「精神障がい者も、そうでない者も、相手を思いやり、支え合う、いたわりの心にみちた社会の創造」に寄与することを目的とする</p>
<p>特定非営利活動法人 日本青年就労支援セ ンター</p>	<p>札幌市中央区北3条西 1丁目1-11 サンメモ リアビル8F 長谷川ホ ールディングス株式会社 札幌支店内</p>	<p>この法人は、①児童相談所・児童養護施設及び自立援助ホーム等にて退居年齢を迎える者を対象に、就職・進学の進路サポートや退居後の生活基盤づくり等における統括的な整備・支援を行い、人間らしく生きていける社会人・職業人としての自立・生活力を培うことを支援していくものであり、②DV（ドメスティック・バイオレンス）等により離婚かつ幼少期の子供を抱えるシングルマザー等の独り親に対して、生活環境支援及び職業に就く為の各種サポート支援を行うものであって、この2つの柱等において、本人及びすべての子供達の未来に夢と希望を失わせない為の人生再起再生サポート活動等を展開していくことで青年若年層や独り親等への新しい福祉社会の充実に寄与することを目的とする。</p>
<p>特定非営利活動法人 本別協友会</p>	<p>中川郡本別町勇足162番 地5</p>	<p>この法人は、野生鳥獣がもたらす、農家の畑や山林等に対する被害の防止のために、有害鳥獣の駆除や、ハンターの育成に関する事業を行い、狩猟及び団体の活動を通じて、野生鳥獣と人間の共存及び環境の保全に貢献することを目的とする。</p>

特定非営利活動法人 陽だまり	夕張郡栗山町字富士 8 番地 34	この法人は、障害者及び高齢者に対して、介護に関する事業を行い、福祉サービス、相談事業など、安心して健やかに暮らせる地域社会創りに寄与することを目的とする。
特定非営利活動法人 TNR	江別市野幌町 54 番地の 12-904	この法人は、北海道の自然環境を保全することを目指し、野生生物、森林や河川、そこから生産される二次的産物すべての自然資源の保護活動や普及啓発を行い、専門知識を持った担い手の育成や地域社会で活躍できるシステムの構築に寄与し、北海道の生物多様性の保全活動を推進することを目的とする。
特定非営利活動法人 チャレンジサポート 北海道	小樽市幸 2 丁目 25 番 10 号	この法人は、一般市民がフィールドワークや農業体験を主体とした体験型学習を受けることで、環境や地域を知り、多様な価値観を持つ人材の育成を目指す。それにより、人生の豊かさ、よりよいまちづくり、産業の発展に寄与することを目的とする。
特定非営利活動法人 ワックさっぽろ	小樽市入船 2 丁目 11 番 12 号	この法人は、助け合いの精神に基づき、札幌市民及びその近郊のあらゆる市民を対象とし、地域社会を豊かで住みよくするための民間非営利の福祉活動を行い、福祉の増進とまちづくりの推進に寄与することを目的とする。
特定非営利活動法人 ファミリーサポーター さわやか	函館市富岡町 2 丁目 22 番 24 号	この法人は、高齢者・障害者更に一般住民に対して、在宅介護・介助及び生活援助を主として行ない、助け合いの精神に基づき受け手と、担い手が対等に貢献することにより“新しい家族づくり”に寄与し、活力ある長寿社会の発展に協力することを目的とする。
特定非営利活動法人 どうなん学びサポート センター	函館市西旭岡町 3 丁目 13 番地 2	この法人は、道南の様々な地域資源を「学び」資源として、“守り・育て・活かす”ことにより、児童生徒の総合的な学習や市民の生涯学習機会の創出のための支援を通して郷土愛を醸成し、地域のアイデンティティの形成に資すること。また同時に道南地域を訪れる旅行者に対して道南地域の地域資源の解説などを行い、「学び」観光の振興を図り、道南地域の観光振興に資することを目的とする。

参考～特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）の関係条項]

第 29 条（事業報告書等の提出）

特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、毎事業年度 1 回、事業報告書等を所轄庁に提出しなければならない。

第 43 条（設立の認証の取消し） 第 1 項

所轄庁は、特定非営利活動法人が、前条の規定による命令に違反した場合であって他の方法により監督の目的を達することができないとき又は 3 年以上にわたって第 29 条の規定による事業報告書等の提出を行わないときは、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。

